令和8年度　第１回茅野市空家等対策協議会次第

日時　　令和８年９月９日(水)
　　午前10時00分～11時30分
場所　　市役所7F　704会議室

１ 開　会

２ 市長あいさつ

３ 自己紹介

４ 協議会の役割について　【資料１】

５ 空き家を取り巻く現状について
・空き家管理戸数の報告　【資料２】
・財産管理制度の活用事例　【資料３】

６ 協議事項
(1)協議会等の会議の公開について　【資料４】

(2)令和８年度茅野市空家等対策事業について
・空き家なんでも相談会・ミニセミナーの開催　【資料５】
・茅野市空き家対策促進事業補助金事業　【資料６】
・茅野市空き家バンク運営事業の経過報告　【資料７】

(3)新たな地域おこし協力隊の着任(R8.10～)と中大塩地区を軸とした活動について　【資料８】

(4)茅野警察署との防犯対策の連携について　【資料９】

(5)茅野市空家等対策計画について　【資料10】

(6)その他　【資料11】

７ その他

８ 閉会

茅野市空家対策協議会委員名簿

No	有識者	団体名	委員氏名	団体役職	勤務先等	勤務先役職
1	会長（市長）		今井　　敦			
2	司法書士	長野県司法書士会諏訪支部	石島　千照	茅野地区長	八ヶ岳リーガルファーム	
3	宅地建物取引業者	茅野原宅地建物取引業協会	伊東　信二		信州土地建物(株)	代表取締役
4	不動産鑑定士	(一社) 長野県不動産鑑定士協会	矢崎　敏臣		(株)都市不動産鑑定事務所	代表取締役
5	土地家屋調査士	長野県土地家屋調査士会諏訪支部	片山　　信	会員		
6	建築士	(公社)長野県建築士会諏訪支部	宮坂　佐知子	諏訪支部長	(有)スペースイン	代表取締役
7	解体業者	協同組合長野県解体工事業協会	寺島　琢也	協会理事長	(株)信濃環境整備	取締役会長
8	自治会役員	ちの地区ｺﾐｭﾆﾃｨ運営協議会	小池　義一	会長		
9	特定行政庁	諏訪建設事務所	中村　均	建築課長		
10	警察署員	茅野警察署	酒井　恵一	署長		
11	消防署員	茅野消防署	宮坂　勝幸	署長		

	事務局	柳平　智秀	都市建設部長	
	事務局	立石　淳二	都市計画課長	
	事務局	宮下　拓磨	都市計画課　住宅係長	
	事務局	平林　充	住宅係　主任	
	事務局	松尾　妙子	住宅係　地域おこし協力隊	
	事務局	柿澤　亜由	住宅係　会計年度職員	

○茅野市空家等対策協議会条例

平成 28 年 9 月 30 日
条例第 25 号
改正　令和 5 年 9 月 28 日条例第 19 号

(設置)
第 1 条　空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、茅野市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)
第 2 条　協議会は、法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

(組織)
第 3 条　協議会は、会長及び委員 15 人以内をもって組織する。
2　会長は、市長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　地域住民
(2)　学識経験を有する者
(3)　その他市長が必要と認める者

(任期)
第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)
第 5 条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)
第 6 条　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)
第 7 条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)
第 8 条　協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)
第 9 条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(令和 5 年 9 月 28 日条例第 19 号)
この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 50 号)の施行の日から施行する。

令和8年度　空き家管理戸数時点修正状況

地区	Ｒ４調査箇所数	老朽危険度ランク別空き家戸数				R8.8時点把握戸数	老朽危険度ランク別空き家戸数					増減数	増減率（%）
		A	B	C	D		A	B	C	D	その他		
ちの	185	2	96	83	4	154	1	62	56	2	33	▲ 31	83.24
宮川	139	1	54	65	19	158	1	41	57	16	43	19	113.67
米沢	70	1	37	23	9	58	1	25	20	5	7	▲ 12	82.86
豊平	103	1	22	65	15	99	0	16	53	12	18	▲ 4	96.12
玉川	128	6	46	70	6	128	3	37	57	4	27	0	100
泉野	47	0	6	32	9	51	0	5	29	9	8	4	108.51
金沢	90	0	37	44	9	88	0	30	34	10	14	▲ 2	97.78
湖東	76	1	19	50	6	66	0	15	37	5	9	▲ 10	86.84
北山	79	0	19	40	20	78	0	14	30	15	20	▲ 1	98.73
中大塩	19	0	16	3	0	14	0	8	2	0	4	▲ 5	73.68
総計	**936**	**12**	**352**	**475**	**97**	**894**	**6**	**253**	**375**	**78**	**183**	**▲ 42**	**95.51**

令和４年度調査以降、解体・売却による除却が進む一方で、近隣からの苦情等で新たな空き家が顕在化してきています。今後はこれから始動する地域連携事業により、苦情化する前の早期発見と伴走支援の仕組みを確立していきたいと考えています。

所有者不明土地管理制度の適用事例報告

～ 茅野市玉川（玉川小堂見）における相続人不存在空き家対応事例 ～

1. 事例の概要

項目	内容
対象事例	平成 19 年の居住者孤独死以降、適切な管理が行われず放置されていた空き家に対する所有者不明土地管理制度の適用（管理終了事例）。
対象物	土地およびその付属物（隣家へ侵入していた庭木等） ※建物自体は管理清算の範囲外。差し迫った危険性がないため。
登記名義人	土地・建物の所有者は同一
対象物の状況	敷地内の庭木が大きく成長して隣地へ侵入。アメリカシロヒトリが発生するなど、周囲の生活環境悪化を招いている状態。
所有者・相続人の状況	居住者が平成 19 年に孤独死して以降、相続人全員が相続放棄しており、所有者不明（管理人不存在）の状態。
申立理由・申立ての原因	被害が長期に及び、隣家住民から「伐採費用を自費で負担する意思がある」との申し出があった。事例の少ない新制度（令和 5 年 12 月施行）であるため、早期状況改善を図るべく市が申立主体となった。
予納金の額（還付額）	170,000 円　（162,866 円）官報公告料としての使用あり。
裁判所への申立日	令和 8 年 1 月 13 日（長野地方裁判所諏訪支部へ申立）
財産管理人	五味弁護士（市行政アドバイザー）
処分予定	土地・建物ともに処分予定なし（管理範囲を限定した土地管理制度であるため）

2. 空き家等（土地・立木）の把握から管理終了までの時系列

時期	プロセスと対応内容
平成 19 年	居住者が孤独死。適切な管理がなされないまま空き家状態が継続し、相続人全員が相続放棄。
平成 28 年	隣家住民から、長年放置された空き家の管理状態に関する改善要望が市へ寄せられる。
令和 6 年 7 月	敷地内の庭木が巨大化し隣地へ侵入。アメリカシロヒトリが大量発生し、隣地の生活環境悪化の相談。
令和 7 年 10 月	隣家住民より「自費負担で庭木を伐採する」との意向が示され、市は管理人選任手続きを進めることを決定。
令和 8 年 1 月	市が裁判所（長野地裁諏訪支部）へ申立書を提出。
令和 8 年 2 月	裁判所からの連絡に基づき、市が予納金 17 万円を納付。

令和８年５月	五味弁護士が管理人に選任。
令和８年６月	伐採執行。
令和８年７月	目的達成に伴う管理命令の取消し。管理業務・法的手続きが正式終了。
令和８年７月	市に予納金の残額（還付金：162,866 円）が還付される。

3. 制度活用上苦労した点・工夫点

■ 状況に応じた適切な管理制度の選択（所有者不明土地管理制度）

建物状況に差し迫った危険性がないことから、財産全部の清算を目的とする「相続財産清算制度」ではなく、隣地への影響が大きい庭木伐採に目的を絞り、清算範囲を限定する「所有者不明土地管理制度」を選択。これにより、余分な清算費用や手続き時間をかけず、無駄のない的確な対応が可能となった。

■ 事例の少ない新制度の活用

本件は令和５年 12 月に施行された新制度であり、管轄の長野地方裁判所諏訪支部でも事例が少ない活用例であった。被害が長期化していること、隣家住民に自費負担の意思があること、利害関係人個人での法的手続き（申立て等）は実務的難易度が高いことを考慮し、市が「申立人」となることで早期解決を推進した。

（本来、申立人は原則として利害関係人である周辺住民となる。）

4. 伐採前・後の比較写真

伐採前　写真





伐採後　写真





審議会等の会議の公開について

Ⅰ　審議会等の公開の理由

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現するため、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」を定め、平成２２年度から、審議会等の会議の一般への公開及び会議録の公開を実施しています。

Ⅱ　審議会等の公開に関する基準等

審議会等の公開に関する基準等については、以下のとおりとします。

１　対象とする会議（要綱第２条）

地方自治法第１３８条の４第３項の規定により設置された付属機関（法律又は条例の定めるところにより設置された審査会、審議会等）

（例）茅野市情報公開・個人情報保護審査会、茅野市特別職報酬等審議会、
茅野市都市計画審議会、茅野市環境審議会、茅野市空家等対策協議会など

２　会議公開の原則（要綱第３条）

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、法令等により公開することができない場合、茅野市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合、会議の公開が公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合については、非公開とすることができます。（具体的には、Ⅲ　審議会等を非公開とする基準を参照。）

また、審議会等の会議を公開とするか、非公開とするかは、当該審議会等において検討し、決定します。（要綱第４条）

３　会議開催の事前公表（要綱第５条）

会議を開催するにあたり、その開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。公表の方法は、茅野市役所掲示板への掲示及びホームページへの掲載とします。

４　公開の方法等（要綱第６条）

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとします。傍聴に定員を設ける場合は、原則として先着順に傍聴を認めるものとします。

５　会議録の作成等（要綱第11条）

会議終了後、速やかに会議録を作成し、一般に公表することとします。公表の方法としては、ホームページへの掲載、担当課における閲覧とします。

なお、会議録の公開の前に、会議録を審議会等の委員に送付し内容の確認を行います。

６　運用状況の報告及び公表（要綱第13条）

１年に１回、会議公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。

Ⅲ　審議会等を非公開とする基準

１　法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合
（要綱第３条第１号）

（例）公平委員会における口頭審理の非公開（人事院規則第30条第３項）など

２　茅野市情報公開条例第６条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合

（要綱第３条第２号）

(1)　法令の規定により明らかに公開することができない情報
（例）公判開廷前の訴訟に関する情報（刑事訴訟法第 47 条）、児童相談所において相談、調査等をしたことにより知りえた情報（児童福祉法第 61 条）など

(2)　個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの
（例）戸籍等に関する情報（氏名、性別、生年月日等）、経歴に関する情報（学歴、職歴等）、心身に関する情報（障害程度等）、能力・成績等に関する情報（学業成績、勤務成績等）、財産・収入状況に関する情報（資産状況等）、思想・信条に関する情報（信仰、宗教等）など

(3)　法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの
（例）生産・技術等に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量等）、事業活動・営業活動等に関する情報（取引先、受注経路等）、社会的信用を損なうと認められる情報（法人等に対する評価に関する情報等）、経理・人事・労務等内部管理に関する情報（従業員名簿、採用状況等）など

(4)　国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの
（例）国等が公表するまで公表してはならないとされている情報（国等の計画素案、国等の用地処分案等）など

(5)　市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
（例）未成熟な情報であって、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れのある情報、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報など

(6)　市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
（例）公開することにより当該事務事業を実施する目的が失われる恐れのある情報（実施前の試験問題、検査等の計画に関する情報等）、公開することにより反復・継続する同種の事務事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にさせるおそれのある情報（入札実施前の予定価格、過去の損失補償等に関する情報等）など

(7)　人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報
（例）犯罪の捜査、予防等のため公開しない情報など

３　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合（要綱第３条第３号）
（例）・会議開催の阻止や審議への介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合
・審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合
・傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合
・公開することにより審議する事務事業の実施の目的を失わせるような場合

令和8年度空き家なんでも相談会・ミニセミナー実績報告　（R8年8月27日現在）

日時	開催場所	相談者数	相談員数	時間
令和8年4月23日(木)	議会棟1階大会議室	4	4	13時30分～14時30分
令和8年5月28日(木)	議会棟1階大会議室	4	4	13時30分～15時20分
令和8年6月25日(木)	議会棟1階大会議室	2	3	13時30分～15時20分
令和8年7月23日(木)	議会棟1階大会議室	5	5	14時50分～16時00分
令和8年8月27日(木)	市役所704・705会議室	6	4	13時30分～15時20分
令和8年9月24日(木)	議会棟1階大会議室			13時30分～15時20分
令和8年10月22日(木)	議会棟1階大会議室			13時30分～15時20分
令和8年11月26日(木)	議会棟1階大会議室			13時30分～15時20分
令和8年12月24日(木)	議会棟1階大会議室			13時30分～15時20分
令和9年1月28日(木)	議会棟1階大会議室			13時30分～15時20分
令和9年2月25日(木)	８階大ホール			14時50分～16時00分
令和9年3月　日(木)	議会棟1階大会議室			13時30分～15時20分
計		21	20	

参考
令和７年度　１１回　相談件数　計２６件
令和６年度　１１回　相談件数　計４４件
令和５年度　１１回　相談件数　計３６件
令和４年度　　９回　相談件数　計１８件
令和３年度　　５回　相談件数　計　８件

令和8年度空き家ミニセミナー実施状況

日時	開催場所	聴講者数	講　　師	内容（タイトル）
令和8年7月23日(木)	議会棟1階大会議室	60	両角 真人さん	想い出を整理するこれからの片付け術
令和8年　月　日(木)				
計		60		



制度や所有リスク（管理不全空家等）の周知が進み、「機会があれば相談したい」という所有者の相談意欲が高まったと思われます。また、７月に開催したミニセミナーについては、60名参加の盛況が示すとおり、所有者が最も足踏みする原因である「家財の片付け・残置物整理」に対する関心が極めて高いことが実証されました。

令和８年度　茅野市空き家対策促進事業補助金集計表

（Ｒ8.8.31現在）

補助金種別	件 数	事業費（円）	補助金額（円） 予算額**600**万円	用　途	補助金額要綱
改修工事	0	0	0		補助対象経費の10％ 上限25万円
家財処分	1	627,000	100,000	解体	対象経費の50％ 上限10万円
解体工事	5	14,491,000	992,000	―	対象経費の10％ 上限20万円
合　　計	6	15,118,000	1,092,000		

申請者居住地　　市内　5 人、　市外　　0 人、　県外　　1 人

今年度の補助金執行状況は、空き家の除却を進める「解体工事（992,000円）」が主軸となっており、利活用を促す「改修工事・家財処分」の利用は低調な推移となっています。 一方で、問い合わせ件数は一定数ある状況から、事業費用の高騰に伴う資金負担の増大が、実際の申請や決定に対する躊躇につながっていると推察されます。

なお、7月のセミナー参加者数（60名）が示す通り、所有者の「片付け・家財整理」への潜在的関心は極めて高いことから、今後は相談会等を通じて補助金制度（特に家財処分補助等）の周知を徹底するとともに、10月から着任する地域おこし協力隊による伴走支援と連動させることで、利活用に向けた補助金活用を促進していく必要があると考えています。

茅野市空き家バンク運営事業の経過報告

空き家バンク申請及び登録状況（令和６年12月～令和８年８月31日現在）

区分・項目	合計	申請受け		備考・内訳
		市	事業者	
申請件数（累計）	98	61	37	制度開始からの累計
現在登録件数	39	15	24	現在公開・運用中の物件
売買等成立件数	20	7	13	契約が完了した物件
マッチング移行件数	12	12	0	内成立:3件/サイト掲載:2件
その他	27	27	0	保留・取下げ・登録処理中等

参考：令和８年２月28日時点
　市申請受付52件　登録件数45件　売買等成立件数18件
　マッチング成立件数２件

　申請件数が向上してきました。運用開始から１年以上経過し、制度が定着してきたと思われます。また、令和５年12月の改正特措法国有化・施行に伴い、「放置すると減税特例が解除される（固定資産税の上昇）」といったリスクの周知が進んだことで、早期の売却・登録へ踏み切る動きが加速したと推測されます。

地域と連携した空き家対策事業（中大塩地区モデル）の推進について

１　提案の目的・背景：行政調査の限界と「見えない壁」の打破

○行政調査の限界と実態の差

市の調査（令和４年）で把握できた空き家数は 936 戸にとどまる一方、住宅・土地統計調査（令和 5 年）では 2,260 戸（※別荘等除く）と 2 倍以上の数値が出ています。行政の情報のみに頼った調査では潜在的な空き家の早期発掘に限界があり、地域（区・自治会等）との連携が不可欠です。

○所有者の心理的・物理的ハードル（見えない壁）

空き家需要は高いものの、家財処分費用、先祖代々の家への愛着や親族間の不一致等の「保留心理」により供給が進みません。放置が長引くと建物の傷みが進み解体一択へ追い込まれるため、地域と連携した早期アプローチが必要です。

２　先行モデル地区「中大塩地区」のポテンシャル

中大塩地区は昭和 50 年代に造成された住宅団地であり、以下の優れた特性を有しています。

○利活用しやすいストック

築 50 年程度の戸建てが多く、リノベーションに適した規模・構造。

○充実した環境・インフラ

区画が整理され境界も明確であり、八ヶ岳などの美しい山並みが望める住環境に加え、上下水道等インフラも充実。

○決断しやすい所有者層

所有者（第一世代）がご健在なケースが多く、意向決定が得やすい。

○オープンなコミュニティ

移住者が多く「ゆるなかカフェ」等地域交流が機能。

３　具体的な取り組み内容（中大塩モデルの３つの柱）

（１）「空き家つなぐパートナー（地域おこし協力隊）」の配置（R8.10 着任予定）

行政・業者・所有者の“間”に立ち、民間事業者のサービスや費用感を整理し提案。事務手続きは市職員が担い、協力隊は「地域に入り所有者伴走」を行います。

（２）片付けの可視化による「4 ステップアプローチ」

①実践・モデル化　特定物件の残置物整理等を伴走支援
②プロセスの公開　費用や作業の過程を地域に共有
③不安の解消　「あそこまで丁寧なら安心」と心理的障壁を低下
④ホットライン化　早期相談が届く土壌を定着。

（３）官民協働による「空き家見学ツアー」の開催（役割分担による実行体制）

明確な役割分担のもと、空き家の潜在的価値を体感する「見学ツアー」を開催します。

【地区】日常的な見守りや変化から、空き家情報を提供
【協力隊】情報をもとに、所有者の意向調査・交渉（事前アプローチ）
【市】宅建協会等へ連携を依頼し、安全・確実な取引・仲介体制を構築

４　地域の負担を抑えた柔軟な役割分担（協働体制）

【地域の役割】日常的な異変・変化の気づき・見守り・情報提供

⬇

【行政・協力隊の役割】意向調査・個別ヒアリング・交渉・専門実務全般

５　ロードマップと将来構想

現在（～R8.12）

現任協力隊を中心に地区の初期把握および「見学ツアー」を実施（下地作り）。

⬇

令和 8 年 10 月～

新協力隊へバトンタッチ。戸別訪問・意向調査・片付け伴走を本格化。

⬇

令和 10 年度以降

中大塩での循環サイクルを定着させ、市内の他地区へ順次横展開を図る。

空き家防犯対策に係る茅野警察署・茅野市連携事業について

１ 趣旨

近年、全国的に空き家や管理不全な建築物を狙った侵入窃盗・金属盗等の犯罪が頻発しており、茅野市においても市街地およびリゾート・別荘地エリアにおける空き家の防犯対策と適正管理の重要性が高まっています。

空き家は管理が不十分となることで犯罪の標的となりやすく、地域住民の不安心理をあおるだけでなく、二次的な建物損壊や治安低下を招くおそれがあります。

このため、茅野警察署と茅野市が連携し、防犯対策と空き家対策を一体的に推進します。

本事業を通じて、市民および市外在住を含む空き家所有者の防犯意識の向上を図るとともに、予防的管理の促進、さらには空き家相談・利活用・解体等による根本的な空き家解消につなげることを目的とします。

２ 連携事業案

（１）茅野警察署・茅野市による共同啓発チラシの作成・広域配布

茅野警察署と茅野市が役割を分担した表裏一体型の共同啓発チラシを作成します。

【チラシ構成案】

表面（茅野警察署担当・イメージ案）

「あなたの空き家が狙われるかもしれません！」をメインキャッチとし、防犯チェックリスト（郵便物・草木・金属放置等）、今日からできる防犯対策、警察窓口・110番の案内を掲載。

裏面（茅野市担当）

「茅野市は、あなたの空き家対策を応援します」とし、空き家なんでも相談会、空き家バンク、各種補助金（改修・家財処分・解体）、管理事業者紹介、セミナー・ツアー等、根本解決に向けた市の施策を掲載。

【活用・配布方法】

① 市外在住者を含む空き家所有者への直接送付（固定資産税納税通知書への同封、または意向調査・個別通知時の送付）

② 市内全区・自治会への回覧

③ 市役所都市計画課窓口、茅野警察署窓口、交番・駐在所、各種相談会・イベント等での配布

【期待される効果】
◇防犯上の危機感（警察）から解決策（市）へのスムーズな行動誘発
◇コンタクトが取りづらい市外在住所有者（別荘等）へのダイレクトな注意喚起
◇相談窓口の一体的な周知による早期相談の促進

（２）「広報ちの」および市公式メディアを活用した啓発連動企画
茅野警察署（生活安全課等）と茅野市（都市計画課等）が共同し、「広報ちの」へ防犯と空き家対策に関する特集記事を掲載します。

【掲載内容（例）】
◇管内の空き家狙い犯罪（侵入盗・金属盗等）の発生状況と防犯チェックポイント
◇近隣住民による見守り・不審情報共有の呼びかけ
◇市の相談窓口および空き家バンク・各種補助制度の案内

【期待される効果】
◇地域全体の監視能力（自然の監視性）向上による防犯効果
◇所有者本人および親族からの早期相談の誘導

（３）空き家ミニセミナー＆個別相談会の共同開催
市が開催する空き家ミニセミナーにおいて、茅野警察署による防犯講話を実施し、セミナー終了後には警察官・市職員・専門家による個別相談ブースを設置します。

【講演テーマ（例）】
◇「空き巣・盗難グループは空き家をどう狙うのか」
◇「管理不全空き家が犯罪を呼ぶ理由」
◇「今日からできる！コストをかけない空き家防犯対策」

【情報発信・アーカイブ活用】
◇講演動画・資料を市ホームページ等で公開（遠方所有者向けオンライン配信）
◇市公式 LINE・メール配信サービス等を活用した開催案内・動画周知
◇報道機関（新聞・ローカル TV 等）へのプレスリリースによる取材誘致

【期待される効果】
◇警察の専門性を活かした説得力のある防犯指導
◇「防犯対策」をきっかけとした、売却・賃貸・解体等の根本解決への誘導

３ 情報共有体制の構築および今後の展開（将来構想）

（１）空き家・犯罪リスク物件の情報連携

警察の巡回等で発見された防犯リスクの高い空き家情報を市へ提供して所有者へ是正指導を行うとともに、市民相談や地域おこし協力隊の伴走支援を通じて市が把握した危険情報も警察へ共有し、警察からも所有者への指導や巡回警戒を行っていただく双方向の情報連携ルートを確立します。

（２）「空き家等の防犯対策及び適正管理に関する連携協定」の締結検討

本事業の実績を踏まえ、将来的に上記相互連絡ルートの運用など茅野市と茅野警察署との間で包括的な連携協定の締結を目指します。

茅野市空家等対策計画の見直しについて

１　見直しの背景

現行の「茅野市空家等対策計画」につきましては、これまで計画的な空き家対策の推進を図ってきましたが、令和９年度末をもって計画期間の節目を迎えます。

２　見直しの考え方

本市においては、大型事業が一区切りを迎えたことを受け、令和８年度から 10 年度までの３年間を、将来的な財政局面や人員減少を見据えた最優先の「地盤固めの期間」と位置づけています。

この期間中、令和９年度から 10 年度にかけて、都市計画マスタープラン等各種個別計画の見直しに着手することとしており、各計画の構想と整合を図りながら、全庁において横断的な見直しと再構築を一体的に実施する方針としています。

３　見直しの進め方

こうした庁内全般にわたる諸計画の見直しスケジュールに合わせ、本計画においても、関連する各分野の計画と密接に連携・すり合わせを図った実効性の高い計画へと統合・集約できるよう、令和９年度から 10 年度にかけて見直しを行います。

しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

長野県（建設部）プレスリリース　令和8年（2026 年）7月 30 日

「そのおうち、どうする？住まいの終活セミナー＆大相談会」を開催します

自宅や実家を空き家にしないために、今のうちからできることを学び、将来に関する不安や悩みを解決するヒントが得られるセミナー・相談会を開催します。

日 時　令和８年**９月 19 日（土）　午前 11 時**から**午後４時**まで

会 場　**キッセイ文化ホール**（長野県松本文化会館）**中ホール**
（松本市水汲 69-2）

内 容　**詳細は別添チラシ又は特設ウェブサイトをご覧ください**

◆セミナー　午後１時から午後３時 10 分まで
定員 400 名、事前予約優先
（予約なしでも参加可能ですが、立見となる可能性があります）

〈第１部〉トークショー
「実家じまい、しくじりました！―空き家になる前にやるべきこと」
実家じまいの苦労を経験した**松本明子さん**（タレント）と、空き家対策に詳しい**和田貴充さん**（空き家活用㈱）**による経験談を交えたトーク**

〈第２部〉パネルディスカッション
松本明子さん、和田貴充さんと家じまいに詳しい専門家を交えた、
空き家になる前の備えについてのお話



◆専門家との個別相談　午前 11 時から午後４時まで
相談時間は一組 30 分、**事前予約優先**（空きがあれば当日参加も可能です）
相談可能内容：市町村空き家対策窓口への相談、売買・賃貸・解体等のやり方相談、
相続・遺言・信託の相談、その他空き家になる前のなんでも相談　等

事 前 予 約

特設ウェブサイト・事前予約

右の二次元コードから特設ウェブサイトをご確認のうえ、
①、②のいずれかの方法によりご予約ください。(前日まで受付)

①特設ウェブサイト内の申込フォーム
②電話（空き家活用株式会社（企画・運営）：0120-830-634）

そ の 他

・セミナー、個別相談とも無料でご参加いただけます。
・来場者には、ご家族でおうちの将来を考えるための冊子を配布します。
・障がい特性等により配慮が必要な場合は、事前予約の際にその旨をお知らせください。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

［長野県総合５か年計画推進中］

（問合せ先）
建設部建築住宅課建築企画係
担当　藤原、南嶋
電話　026-235-7319（直通）
026-232-0111（代表）内線 3651
FAX　026-235-7479
Email　kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp